

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要について

平成22年7月23日
独立行政法人農林漁業信用基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 平成21年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受け
る契約、自動車の購入に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建築物の設
計に係る契約のうち、自動車の購入に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約
を締結した。なお、電気の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建
築物の設計に係る契約については、平成21年度において契約の締結実績はなかった。

○ 自動車の購入に係る契約

平成21年度において、自動車1台を購入した。購入にあたっては、購入価格及
び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する
総合評価落札方式による入札を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

(1) 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措
置について定める計画（平成19年3月30日閣議決定）」に準じて、「独立行政法
人農林漁業信用基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出等の抑制のため
実行すべき措置について定める実施計画」を定めた。

(2) OA機器の買い換えにあたり、エネルギー消費のより少ないものへの買い換えを
行った。